

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人たかまつ讃岐てらす財団（以下「当財団」という）の定款第13条及び第29条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 当財団は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 当財団の役員の報酬は、年額5万円とする。また評議員の評議員会出席の報酬額は5千円とする。

(報酬の支給日)

第5条 役員の報酬は、事業年度初月に前年度分を年額で支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みによる支給とする。

(公表)

第7条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。この規程の定めるもののほか、必要事項は評議員会が定める。

附 則

この規程は、2024年1月6日より施行する。(2024年1月6日評議員会決議)

附 則

この規程は、2024年4月12日より変更施行する。(2024年4月12日評議員会決議)

附 則

この規程は、2024年10月20日より変更施行する。(2024年10月19日評議員会決議)